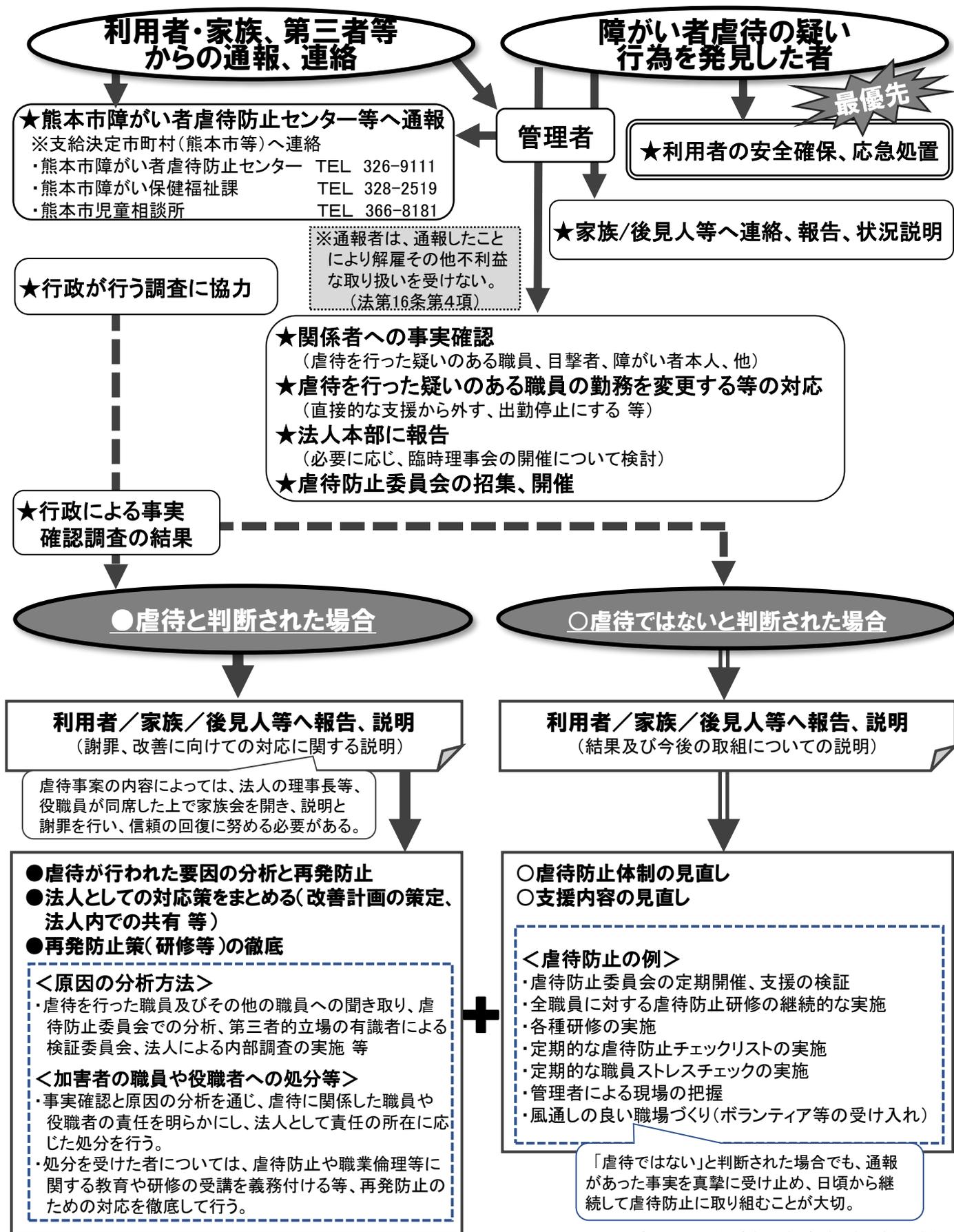


障がい者虐待が疑われる場合に事業所がとるべき対応フロー図



利用者・家族、第三者等からの通報、連絡

障がい者虐待の疑い行為を発見した者

最優先

★熊本市障がい者虐待防止センター等へ通報

- ※支給決定市町村(熊本市等)へ連絡
- ・熊本市障がい者虐待防止センター TEL 326-9111
- ・熊本市障がい保健福祉課 TEL 328-2519
- ・熊本市児童相談所 TEL 366-8181

管理者

★利用者の安全確保、応急処置

★家族/後見人等へ連絡、報告、状況説明

※通報者は、通報したことにより解雇その他不利益な取り扱いを受けない。(法第16条第4項)

★行政が行う調査に協力

- ★関係者への事実確認 (虐待を行った疑いのある職員、目撃者、障がい者本人、他)
- ★虐待を行った疑いのある職員の勤務を変更する等の対応 (直接的な支援から外す、出勤停止にする等)
- ★法人本部に報告 (必要に応じ、臨時理事会の開催について検討)
- ★虐待防止委員会の招集、開催

★行政による事実確認調査の結果

●虐待と判断された場合

○虐待ではないと判断された場合

利用者/家族/後見人等へ報告、説明 (謝罪、改善に向けての対応に関する説明)

利用者/家族/後見人等へ報告、説明 (結果及び今後の取組についての説明)

虐待事案の内容によっては、法人の理事長等、役職員が同席した上で家族会を開き、説明と謝罪を行い、信頼の回復に努める必要がある。

- 虐待が行われた要因の分析と再発防止
 - 法人としての対応策をまとめる(改善計画の策定、法人内での共有等)
 - 再発防止策(研修等)の徹底
- ＜原因の分析方法＞
- ・虐待を行った職員及びその他の職員への聞き取り、虐待防止委員会での分析、第三者的立場の有識者による検証委員会、法人による内部調査の実施等
- ＜加害者の職員や役職者への処分等＞
- ・事実確認と原因の分析を通じ、虐待に関与した職員や役職者の責任を明らかにし、法人として責任の所在に応じた処分を行う。
 - ・処分を受けた者については、虐待防止や職業倫理等に関する教育や研修の受講を義務付ける等、再発防止のための対応を徹底して行う。

- 虐待防止体制の見直し
 - 支援内容の見直し
- ＜虐待防止の例＞
- ・虐待防止委員会の定期開催、支援の検証
 - ・全職員に対する虐待防止研修の継続的な実施
 - ・各種研修の実施
 - ・定期的な虐待防止チェックリストの実施
 - ・定期的な職員ストレスチェックの実施
 - ・管理者による現場の把握
 - ・風通しの良い職場づくり(ボランティア等の受け入れ)
- 「虐待ではない」と判断された場合でも、通報があった事実を真摯に受け止め、日頃から継続して虐待防止に取り組むことが大切。

障がい者虐待が疑われる場合に事業所がとるべき対応フロー図

